

岬町出産祝金事業実施要綱

制定：令和7年4月4日

(目的)

第1条 この要綱は、本町の次代を担う子どもの出産を祝福するとともに、健やかな発育を願い、予算の範囲内において出産祝金を交付することとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 出産祝金の交付対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 出産した者又はその配偶者であること。
- (2) 本町の住民基本台帳に子どもの出産日を含めて1年以上継続して登録され、かつ、出産した子どもが同一世帯に登録されていること。
- (3) 世帯の全員に本町が賦課する町税及び町税外収入金の滞納がないこと。
- (4) 世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例（平成24年岬町条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(交付額)

第3条 出産祝金の交付額は、出産した子ども1人につき10万円を交付する。ただし、申請者との続柄が第三子以降に該当する場合は、1人につき20万円を交付する。

(申請及び決定)

第4条 出産祝金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、出産日又は第2条第2号の要件を満たした日から30日以内に岬町出産祝金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 同意書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岬町出産祝金交付決定通知書（様式第3号）（以下「交付決定書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、岬町出産祝金不交付通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第5条 前条第2項の規定により出産祝金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、岬町出産祝金請求書（様式第5号）により出産祝金を町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに交付決定者に出産祝金を支払うものとする。

（祝金の返還等）

第6条 町長は、虚偽又は不正な申請を行った交付決定者に対し出産祝金の交付の決定を取り消し、既に出産祝金が交付されているときは、交付金額の返還を求めることができる。

（個人情報の保護）

第7条 本事業に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岬町個人情報保護条例（平成12年岬町条例第28号）及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日より施行し、令和7年4月1日から適用する。

（要綱の失効等）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる補助金に関する規定については、同日以降もなおその効力を有する。

（1）申請期限内に、この要綱の規定によりなされた補助金の手続き。

（2）この要綱の失効後において補助金の返還等の必要が生じた場合の手続き。